

2021年1月19日

各 位



令和3年1月7日から大雪により被災された地域にお住いのお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

2021年1月7日から大雪により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、この度大雪により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、被災されたお客さまからの申し出に応じて、下記の通り特別措置を実施いたします。

記

1. 対象者

当社と電気のご契約をされているお客さま

2. 対象地域

災害救助法が適用された市町村およびその隣接市町村

※ 対象市町村名は、別紙を参照ください。

3. 特別措置の内容

【東北電力管内】

① 電気料金の支払期日(※1)の延長

被災されたお客さまの2020年12月(支払期日が災害救助法適用日(※2)以降となるものに限り)、2021年1月および2月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長いたします。

② 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6か月間に限り、電気料金(不使用料金※3)は申し受けません。

③ 工事費負担金(※4)の免除

被災されたお客さまが、被災前と同じ契約内容で2021年7月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

④ 臨時工事費(※5)の免除

被災されたお客さまが、2021年7月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

⑤ 被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2021年7月末日まで申し受けません。

⑥ 被災されたお客さまが、2021年7月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料(※6)は申し受けません。

(注) ※1 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

※2 特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。

※3 不使用料金は、基本料金の半額。

※4・5・6 工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、お客さまへ電気を供給するために必要な設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客さまにご負担いただくものをいいます。

【北陸電力管内】

1、電気料金の支払期日の延長

2020年12月分(災害救助法の適用日以降に支払期日(検針日の翌日から30日目)を迎えるものに限る)、2021年1月分、2月分および3月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1か月間延長いたします。

2、不使用月の電気料金の免除

被災時から継続して電気を使用していない場合は、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6か月間に限り、電気料金を申し受けません。

3、使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は2021年7月末日までは申し受けません。

【中部電力管内】

I、電気料金の支払期日の延長

2020年11月分(災害救助法の適用日以降に支払期日(検針日の翌日から30日目)を迎えるものに限る)、12月分、2021年1月分および2月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1か月間延長いたします。

II、不使用月の電気料金の免除

被災時から継続して電気を使用していない場合は、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6か月間に限り、電気料金を申し受けません。

III、被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

被災により一時使用不能となった電気設備について、2021年6月末日までの間は、その使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

IV、工事費負担金等相当額の免除

中部電力パワーグリッド株式会社が当該大雪災害に対して実施する、託送料金等の特別措置における「工事費負担金等の免除」または「臨時工事費の免除」の適用基準に該当する場合は、工事費負担金等相当額を申し受けません。

4. 特別措置の申込み方法

当社までご連絡ください。

別紙

※対象地域

< 災害救助法の適用地域 > 2021 年 1 月 14 日現在

* 適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されますので、最新情報については「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

[災害救助法の適用状況：防災情報のページ - 内閣府](#)

■東北電力ネットワーク(株)サービスエリア内

参照：https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1218235_2558.html

< 災害救助法の適用地域 >

災害救助法適用日	適用都道府県	市町村
1 月 7 日	秋田県	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村
1 月 10 日	新潟県	長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市

< 災害救助法の適用地域に隣接する地域(※7) >

都道府県	市町村
岩手県	一関市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、和賀郡西和賀町
秋田県	秋田市、鹿角市、由利本荘市、北秋田市
宮城県	栗原市、大崎市
山形県	新庄市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町
新潟県	新潟市、三条市、小千谷市、見附市、燕市、魚沼市、南魚沼市、西蒲原郡弥彦村、三島郡出雲崎町、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町、刈羽郡刈羽村

■北陸電力(株)サービスエリア内

参照：<http://www.rikuden.co.jp/press/attach/21011401.pdf>

< 災害救助法の適用地域 >

災害救助法適用日	適用都道府県	市町村
1 月 9 日	富山県	南砺市、砺波市、氷見市、小矢部市
	福井県	福井市、坂井市、あわら市
1 月 10 日	福井県	大野市、勝山市

< 災害救助法の適用地域に隣接する地域(※7) >

都道府県	市町村
富山県	富山市、高岡市、射水市、黒部市、朝日町
石川県	金沢市、白山市、小松市、加賀市、七尾市、羽咋市、津幡町、中能登町、宝達志水町
福井県	越前市、鯖江市、越前町、永平寺町、池田町
岐阜県	郡上市(白鳥町の一部)、飛騨市(神岡町および宮川町の一部)

■ 中部電力ミライズ(株)サービスエリア内

参照：https://miraiz.chuden.co.jp/info/press/1203789_1938.html

< 災害救助法の適用地域 >

災害救助法適用日	適用都道府県	適用市町村
1月9日	富山県	砺波市、小矢部市、南砺市(注)、氷見市
	福井県	福井市、あわら市、坂井市
1月10日	新潟県	長岡市、柏崎市、十日町市(注)、糸魚川市(注) 妙高市(注)、上越市(注)
	福井県	大野市(注)、勝山市

(注) 適用対象地域に隣接する市町村

< 災害救助法の適用地域に隣接する地域(※7) >

都道府県	市町村
岐阜県	高山市、関市、飛騨市、本巣市、郡上市、揖斐郡揖斐川町、大野郡白川村
長野県	長野市、飯山市、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町、下水内郡栄村

(注) 適用対象地域に隣接する市町村

※7 上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。

以 上

お問合せ先

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
住所：東京都中央区日本橋二丁目 11 番 2 号
電話 03-6758-6311 受付時間：9：00～17：00